

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

確定申告書に記載もれがあった場合

Q：先日提出した平成7年分の確定申告書に扶養控除の記載を忘れていました。納め過ぎた税金を返してもらうにはどうすればよいのでしょうか。

A：更正の請求書を納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

【解説】

確定申告書を提出した後で、申告書に記載した課税標準等や税額等の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算違いをしていたため、次のいずれかに該当することに気付いたときは、確定申告期限から1年以内限り前の申告の訂正を求める更正の請求書を納税地の所轄税務署長に提出することができます。

- (1) 申告書に記載された税額が過大であること。
- (2) 申告書に記載した純損失や雑損失で、翌年以後の年分に繰り越して控除し若しくは前年分の還付金の計算の基礎とすることができるものの金額が過少であること、又は申告書にこれらの金額を記載しなかったこと。
- (3) 申告書に記載した還付税額が過少であること、又はその申告書に還付税額を記載しなかったこと。

ご質問の場合は、(1)に該当しますから、確定申告期限から1年以内、すなわち平成9年3月15日までに更正の請求をすることになります。

更正の請求が認められたときには、納め過ぎている税金が還付または納めるべき他の税金に充当されます。

